

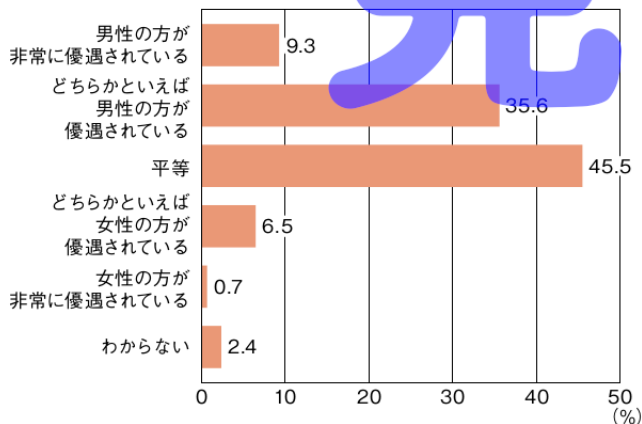
2 家庭で 家事・育児・介護・DV

男性は仕事、女性は家事や育児、介護をするといった、男女の固定的役割分担意識にとらわれていませんか？こうした意識は、男女共同参画社会の実現を遅らせる要因となっています。

また、家庭内や交際関係にある男女間の人権侵害として、ドメスティックバイオレンス(DV)が問題となっています。

参考資料

家庭生活において男女の地位は平等になっているか



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」2019(令和元)年より作成

育児・介護休業法

1992(平成4)年4月施行

2019(令和元)年6月改正・2020(令和2)年6月施行

● 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

子育てや介護と仕事の両立を手助けするため、休業制度の他、勤務時間短縮などの措置を事業主に義務付ける規定が設けられています。

育児・介護休業法は、制定からこれまで何度かの改正を経て、介護休業の期間(93日)を3回まで分割して取得できるようになり、育児休業を取得できる期間が、事情によっては子どもが2歳になるまで延長できるようになりました。さらに、2021(令和3)年1月からは、介護休暇や子の看護休暇を1時間単位で取得できるようになりました。

労働者が育児休業、その他の制度や措置を利用することで、解雇、降格、減給などの不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。事業主には、制度の利用等に対する上司や同僚等からのハラスメントを防止することが義務付けられています。

